

資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限

薩摩川内市契約検査課


1 同一入札への参加が制限される「資本関係」の具体例

代表例は、以下のとおり。

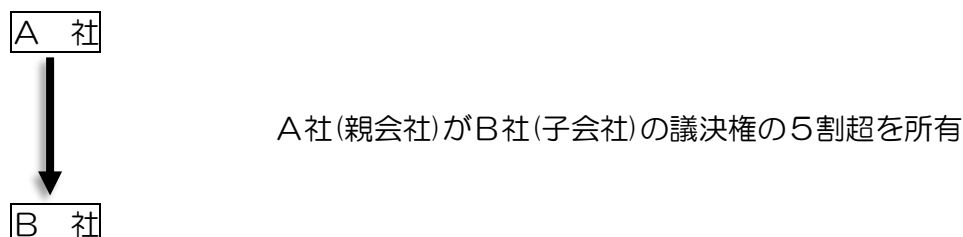
A社、B社、C社、D社は「資本関係」に該当し、同一入札には参加できない。

※親会社、子会社とは、会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社をいう。

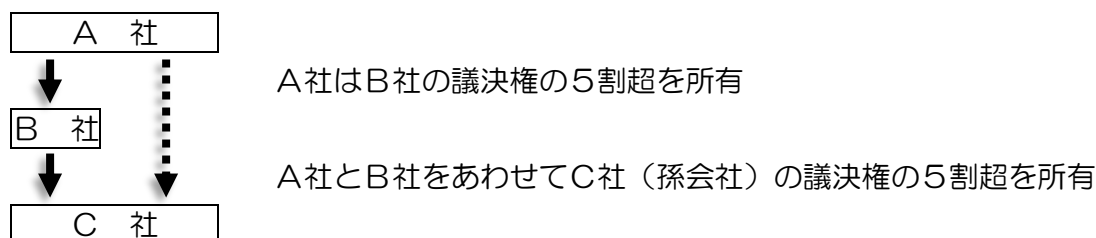
(凡例) 「」…議決権の過半数を所有

「」…合算すると議決権の過半数を所有

(1) 直接過半数の議決権を有している場合

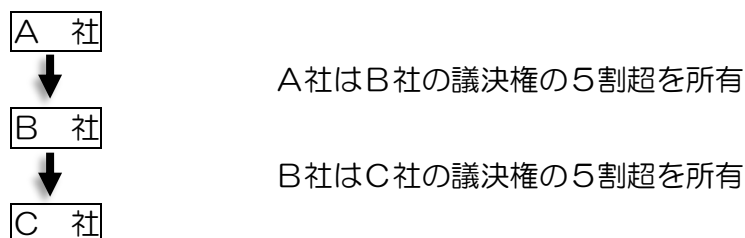


(2) 合算すると議決権の過半数を所有している場合

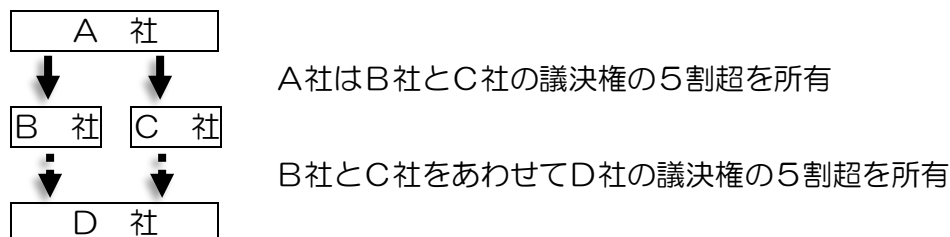


(3) 子会社が議決権の過半数を所有している場合

【パターン1】



【パターン2】

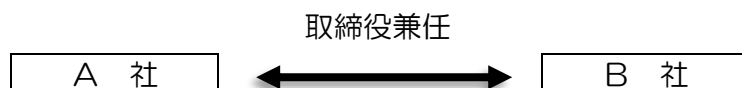


2 同一入札への参加が制限される「人的関係」の具体例

代表例は、以下のとおり。

A社とB社は「人的関係」に該当し、同一入札には参加できない。

【パターン1】



【パターン2】

役員等が夫婦又は住所地が同一で親子・兄弟姉妹の関係にある場合、同一入札には参加できない。

※「夫婦」は、法律上のものに限る。

※「親子」は、民法上の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※「兄弟姉妹」は、血縁関係にあるものをいい、婚姻関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。



※役員 の定義

役員は、以下の役職をいう。なお、「監査役」、「委員会設置会社における取締役（社外取締役を含む）」及び「（取締役を兼ねない）執行役員」は役員に該当しない。

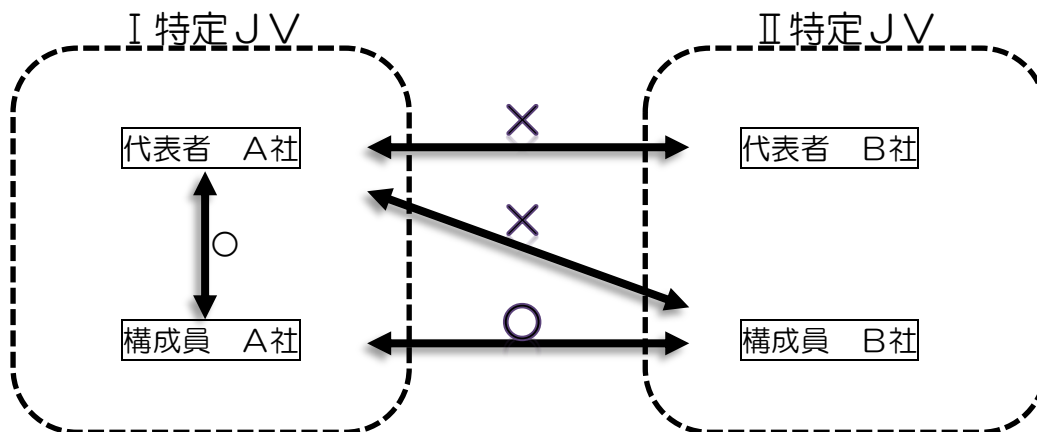
- ① 代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。）
- ③ 会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人
- ④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

3 特定建設工事共同企業体の取扱い

具体例は、以下のとおり。（矢印で結ばれた者が資本関係又は人的関係にある場合）

（凡例） 「 ○ 」… 制限しない

「 × 」… 制限する



4 入札参加申込みをした後で、（開札前に）関係会社も参加申込みをしているのが分かった場合は、どのようにすればよいか。

資本関係又は人的関係にある会社のいずれかが、開札前に辞退届を提出した場合は、辞退しない会社の入札は有効とする。

5 資本関係又は人的関係にある者が同一の入札に参加した場合の取扱い

- (1) 入札参加資格のない者による入札として、関係の入札は無効とする。
- (2) 関係にあるいずれかが落札候補者となった場合の対応
 - ① 落札決定前に資本関係等が判明した場合
落札候補決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。
 - ② 落札決定後契約締結までに資本関係等が判明した場合
落札決定を取り消し、当該入札については再度入札を行う。
- (3) 資本関係又は人的関係に関する虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した資本関係又は人的関係に該当する者は、指名停止措置の対象となる場合があります。

6 「その他入札の適正さが阻害されると認められる場合」とは

資本関係又は人的関係と同視し得る関係があり、入札の適正さが阻害されると認められる場合のことを言い、具体的には、以下のようなケースが考えられる。

- A社の役員が、B社の議決権の過半数を所有している場合